

日本福祉大学総合研究機構規程

（趣旨）

第1条 日本福祉大学総合研究機構（以下、「総合研究機構」という。）に関する事項は、この規程に定めるところによる。

（任務）

第2条 総合研究機構は、本学における研究事業の推進及び発展のために設置された各研究所・研究センターの取り組みを総合的に統括するとともに、本学の研究戦略に基づいた総合的な研究交流事業の推進、学内の研究制度・諸条件の整備・運用等を図るため、次の事業を行う。

- (1) 本学における研究戦略・研究政策の立案
- (2) 本学の研究発展のために特段に必要と判断される研究領域に関する組織の整備
- (3) 総合研究機構のもとに設置された各研究所・センター（以下、各研究所・センター）における各事業の連携と調整
- (4) 各研究所・センターにおける研究事業に対する評価
- (5) 各研究所・センターにおけるポストドクター、嘱託研究員、客員研究所員、客員研究員等の受入に係る事項
- (6) 本学における総合的な研究交流事業の推進
- (7) その他、本学における総合的な研究推進に係る事項

（組織）

第3条 総合研究機構は、大学の付置機関並びに特定重点研究センター、社会貢献型研究センター、総合研究支援室、各種委員会で構成する。

- (1) 大学付置機関
 - ア. 福祉社会開発研究所
 - イ. 健康科学研究所
 - ウ. 知多半島総合研究所
 - エ. 心理臨床研究センター
 - オ. 看護実践研究センター
 - カ. まちづくり研究センター
- (2) 特定重点研究センター
- (3) 社会貢献型研究センター
- (4) 総合研究支援室
- (5) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会
- (6) 研究に関する利益相反委員会

- 2 前項に定めた各組織の規程は別に定める。
- 3 第2条に定めた任務の推進のため、総合研究機構長、総合研究支援室、総合研究機構研究所長・センター長連絡会議を置く。

（総合研究機構長）

第4条 総合研究機構長は総合研究機構を代表し、業務を統括する。

- 2 総合研究機構長は大学評議会の議を経て学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（総合研究支援室）

第5条 総合研究機構のもとに総合研究支援室を置く。

- 2 総合研究支援室は、総合研究機構長を含む専任教員及び研究支援業務を担当する職員により構成し、本学における研究推進のための業務を行う。
- 3 総合研究支援室が行う業務については、別に定める。

（総合研究機構研究所長・センター長連絡会議）

第6条 総合研究機構研究所長・センター長連絡会議は、総合研究機構長、総合研究支援室長、第3条に定める研究所・センターの長、学務部長及び研究課長により構成し、研究所・センターに係る事項を審議する。

- 2 総合研究機構研究所長・センター長連絡会議は、必要に応じ随時開催するものとし、総合研究機構長が議長となる。
- 3 総合研究機構研究所長・センター長連絡会議は、必要に応じ総合研究機構長が認める者が参加できるものとする。

（規程の所管課室）

第7条 本規程の所管課室は、研究課とする。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、総合研究機構研究所長・センター長連絡会議の審議結果の進達を受けて大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、1997年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、1998年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、2003年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、2007年10月1日から一部改正施行する。
- 5 本規程は、2009年4月1日から一部改正施行する。
- 6 本規程は、2015年4月1日から一部改正施行する。
- 7 本規程は、2019年7月1日から一部改正施行する。